

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章〳第九章 略」</p> <p>第十章 オペレーショナル・リスク（第三百三条―第三百十九条）</p> <p>第十一章 雑則（第三百二十条・第三百二十一条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〳十二の二 略」</p> <p>十三 削除</p>	<p>目次</p> <p>「第一章〳第九章 同上」</p> <p>第十章 オペレーショナル・リスク（第三百三条―第三百二十条）</p> <p>第十一章 雑則（第三百二十一条・第三百二十二条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〳十二の二 同上」</p> <p>十三 先進的計測手法採用行 オペレーショナル・リスク相当額の計算において先進的計測手法を使用する銀行をいう。</p>

〔十四〇八十八 略〕

八十九 オペレーショナル・リスク 銀行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること、機能しないこと又は外生的な事象により損失が生じるリスク（法的リスクを含む。ただし、戦略リスク及び風評リスクを除く。）をいう。

九十 オペレーショナル・リスク損失 オペレーショナル・リスクによって生じる損失をいう。

九十一 内部損失データ オペレーショナル・リスク損失に関する情報をいう。

九十二 内部損失データベース 内部損失データに関する情報の集合物であつて、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるような体系的に構成したものをいう。

（オペレーショナル・リスク相当額の算出）

第三百三条 銀行は、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たっては、標準的計測手法を用いるものとする。

2 標準的計測手法の対象は、法人単位（当該銀行及びその連結子法人等をいう。第三百七条において同じ。）によるものとする。

（標準的計測手法）

第三百四条 前条の「標準的計測手法」とは、次条に定める事業規模要素（以下「BIC」という。）の額に第三百六条に定める内部損

〔十四〇八十八 同上〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

（オペレーショナル・リスク相当額の算出）

第三百三条 銀行は、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たっては、基礎的手法、粗利益配分手法又は先進的計測手法を用いるものとする。

〔項を加える。〕

（基礎的手法）

第三百四条 基礎的手法を用いて算出するオペレーショナル・リスク相当額は、一年間の粗利益（業務粗利益から国債等債券売却益及び

失乗数（以下「ILM」という。）を乗じて得た額をもつてオペレーショナル・リスク相当額とする手法をいう。

（BICの算出方法）

第三百五条 BICの額は、次項の算式で算出する金利要素（BICの構成要素のうち、預金業務等の規模部分をいう。以下「ILDCC」という。）、役務要素（BICの構成要素のうち、役務取引等の規模部分をいう。以下「SC」という。）及び金融商品要素（BICの構成要素のうち、金融商品取引の規模部分をいう。以下「FC」という。）の合計額で表される事業規模指標（以下「BI」という。）に、BIの額に応じて定める掛目を乗じて算出するものとする。

2 ILDC、SC及びFCの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

国債等債券償還益を除き、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却及び役務取引等費用を加えたものをいう。以下この章において同じ。）に〇・一五を乗じて得た額の直近三年間の平均値とする。ただし、直近三年間のうち一年間の粗利益が正の値とされない年がある場合には、当該正の値とならない年以外の年の粗利益の合計額に〇・一五を乗じて得た額を当該正の値とならない年以外の年数で除して得た額とする。

2 銀行は、前項に定める粗利益の計算において、役務取引等費用のうちアウトソーシング（銀行の業務の一部が他の者に委託され、当該他の者の日常的な管理の下で行われることをいう。）の費用に当たらないものについては、役務取引等費用から除くことができる。

（粗利益配分手法）

第三百五条 粗利益配分手法を用いて算出するオペレーショナル・リスク相当額は、一年間の粗利益を業務区分（別表第一の中欄に掲げるものをいう。以下同じ。）に配分した上で、当該業務区分に応じ、同表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下この条及び第三百十九条において「業務区分配分値」という。）をすべての業務区分について合計したものと及び同表の注4に規定するある業務の粗利益を特定の業務区分に配分することができない場合における当該粗利益に十八パーセントの掛目を乗じて得た額（次項において「配分不能値」という。）を合算したものと（以下この条及び第三百十九条において「年間合計値」という。）の直近三年間の平均値とする。た

一 ILDC 次の算式により資金運用収益から資金調達費用を減じた値の絶対値又は金利収益資産に二・二五パーセントを乗じた値のいずれか小さい値に、受取配当金を加えて算出するものとする。

$$ILDC = \text{Min} \left[\text{Abs} \left(\text{資金運用収益} - \text{資金調達費用} \right) \cdot 2.25\% \times \text{金利収益資産} \right] + \text{受取配当金}$$

備考 この算式中用語の意義は別表第一によるものとし、同算式中上線部分はそれぞれ直近三年間の平均値を合計した額を用いるものとする（次号及び第三号の算式において同じ。）。

二 SC 次の算式により役務取引等収益又は役務取引等費用のいずれか大きい値に、その他業務収益又はその他業務費用のいずれか大きい値を加えて算出するものとする。

$$SC = \text{Max} \left[\text{役務取引等収益} ; \text{役務取引等費用} \right] + \text{Max} \left[\text{その他業務収益} ; \text{その他業務費用} \right]$$

三 FC 次の算式により特定取引勘定のネット損益の絶対値に、特定取引勘定以外の勘定のネット損益の絶対値を加えて算出するものとする。

$$FC = \text{Abs} \left(\text{特定取引勘定のネット損益} \right) + \text{Abs} \left(\text{特定取引勘定以外の勘定のネット損益} \right)$$

四 前号の規定は、特定取引勘定設置銀行以外の銀行について準用する。この場合において、算式中「特定取引勘定」とあるのは「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定」と読み替えるものとする。

3 第一項の「B Iの額に応じて定める掛目」とは、次の各号に掲げるB Iの額の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

だし、年間合計値が負の値である場合には、零として平均値を計算するものとする。

2 前項において、一の業務区分に係る業務区分分配値又は配分不能値が負の値である場合には、当該業務区分分配値又は配分不能値であるものと相殺することができる。

3 前条第二項の規定は、第一項に規定する粗利益について準用する。

- 一 一千億円以下の額 十二パーセント
 - 二 一千億円を超え、かつ、三兆円以下の額 十五パーセント
 - 三 三兆円を超える額 十八パーセント
- 4 第一項の規定にかかわらず、B Iの算出に当たっては、同項に定める算式を用いず、より保守的な算式を用いることができる。

(I L Mの算出方法)

第三百六条 I L Mの値は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

- 一 B Iの額が一千億円を超え、かつ、第三百十条第一号に定める基準を満たす場合 直近十年間の内部損失データのうち、二百万円を超える全てのネット損失(同号トに定めるネットの損失をいう。)を用いて算出した直近十年間のオペレーショナル・リスク相当額の年間平均損失に十五を乗じて得た額から特殊損失(第三百十六条に定める特殊損失をいう。)を除いた額(以下この号において「損失実績」という。)を用いて、次の算式により算出する方法

$$I L M = L n \left(\exp (1) - 1 + \left(\frac{L C}{B I C} \right)^{0.8} \right)$$

Ln(x)は、xの自然対数
exp(x)は、自然対数の底をx乗した値
I L Mは、内部損失乗数
L Cは、損失実績

(粗利益配分手法の承認)

第三百六条 銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、粗利益配分手法を用いることができる。

- 2 前項の承認を受けた銀行は、第三百十条に基づき承認が取り消された場合又は先進的計測手法の使用につき第三百十二条第一項の承認を受けた場合を除き、粗利益配分手法を継続して用いなければならない。

BICは、事業規模要案

二 BIの額が一千億円以下、かつ、第三百十号第一号に定める基準を満たす場合 次に掲げるいずれかの方法

イ 前号に定める方法

ロ ILMの値に一を用いる方法

三 BIの額が一千億円以下、かつ、第三百十号第一号に定める基準を満たさない場合 ILMの値に一を用いる方法

四 BIの額が一千億円を超え、かつ、第三百十号第一号に定める基準を満たさない場合 ILMの値に保守的な見積値（ILMについて一を下限として保守的に見積もった値をいう。以下同じ。）を用いる方法

2 前項に定めるILMの算出において、次に掲げる項目は含まないものとする。

一 有形固定資産の一般的な保守契約に関する費用

二 オペレーショナル・リスク損失の事象発生後に業務改善に要した費用（機能向上並びにリスク評価の実施及び強化に要した費用を含む。）

三 保険料

（一部の連結子法人等又は事業部門に係るILMの算出の取扱い）

第三百七条 前条第一項の規定にかかわらず、銀行は、法人単位にあつては第三百十号第一号に定める基準を満たさない場合において、同基準を満たさない一部の連結子法人等又は事業部門を除いた法人

（承認申請書の提出）

第三百七条 粗利益配分手法の使用について前条第一項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

単位にあつては同基準を満たすときには、次条の承認を受けた場合に限り、次の各号に掲げる対象区分に応じ、当該各号に定める方法によりILMの値を算出することができる。

一 当該連結子法人等又は事業部門 ILMの値に保守的な見積値を用いる方法

二 法人単位（前号に掲げるものを除く。以下この号及び次項第二号において同じ。） 法人単位における前条第一項第一号に定める方法

2 前項におけるオペレーショナルリスク・リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とするものとする。

一 当該連結子法人等又は事業部門を対象とするBICの額に前項第一号に定める方法により算出したILMを乗じて得た額

二 法人単位を対象とするBICの額に前項第二号に定める方法により算出したILMを乗じて得た額

（ILMの利用の承認等）

第三百八条 銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、第三百六条第一項第一号に定める方法（前条第一項第二号の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）により算出したILMをオペレーショナル・リスク相当額の算出に用いることができる。

2 銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、第三百六条第一項第四号に定める保守的な見積値を用いる方法（前条第一項第一号の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）により算出したILM

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 オペレーショナル・リスク管理指針（オペレーショナル・リスク（銀行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失が発生しうる危険をいう。以下同じ。）の評価及び管理に関する方針並びに手続について記載した書類をいう。）

四 粗利益を業務区分に配分する基準及び手順について明確かつ詳細に記載した書類

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

（承認の基準）

第三百八条 金融庁長官は、粗利益配分手法の使用について第三百六条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 オペレーショナル・リスクを管理するための体制（以下この章において「管理体制」という。）の整備について、取締役会等及び執行役員（オペレーショナル・リスクの管理について業務執行権限を授けられたものをいう。以下この条及び別表第一の注にお

をオペレーショナル・リスク相当額の算出に用いることができる。

3| 第一項の承認を受けた銀行は、第三百十二条の規定に基づき承認
が取り消された場合を除き、継続して第三百六条第一項第一号に定
める方法により算出したILMをオペレーショナル・リスク相当額
の算出に用いるものとする。

4| 第三百六条第一項第四号に該当する場合又は前条第一項第一号に
該当する場合（第一項の承認を受けている場合に限る。）であつて
、第二項の承認を受けていない銀行は、金融庁長官が指定した値を
ILMとしてオペレーショナル・リスク相当額の算出に用いるもの
とする。

(ILMの利用に係る承認の申請)

いて同じ。)の責任が明確化されていること。

二 営業部門から独立したオペレーショナル・リスクの管理を行う
部門（以下この条において「管理部門」という。）を設置してい
ること。

三 管理部門、各業務部門及び内部監査を行う部門において、オペ
レーショナル・リスクの管理のために十分な人材が確保されてい
ること。

四 管理部門により、オペレーショナル・リスクを特定し、評価し
、把握し、管理し、かつ、削減するための方策が策定されている
こと。

五 オペレーショナル・リスクを評価するための体制が、管理体制
と密接に関連していること。

六 オペレーショナル・リスク損失（別表第二に定めるオペレーシ
ョナル・リスクの損失事象の結果として生じる損失をいう。以下
同じ。）のうち重大なものを含むオペレーショナル・リスクの情
報について、管理部門から各業務部門の責任者、取締役会等及び
執行役員に定期的に報告が行われ、当該報告に基づき適切な措置
をとるための体制が整備されていること。

七 内部監査を行う部門により、管理部門及び各業務部門における
活動状況を含めた管理体制に対して定期的な監査が行われている
こと。

(変更に係る届出)

第三百九条 前条第一項又は第二項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 第三百六条第一項第一号に定める方法によりILMを算出する場合 次に掲げる書類

イ 理由書

ロ 前項第二号に掲げる責任者の履歴書

ハ ILMの使用開始日、対象範囲及び試算値を記載した書類

ニ ILMの試算値に係るオペレーショナル・リスク相当額及び自己資本比率の試算値を記載した書類

ホ 承認の基準に適合していることを示す書類

ヘ その他参考となるべき事項を記載した書類

二 保守的な見積値を用いる方法によりILMを算出する場合 次に掲げる書類

イ 理由書

ロ 前項第二号に掲げる責任者の履歴書

ハ 保守的な見積値の算出方法及び手続規程

ニ 保守的な見積値の使用開始日、対象範囲及び見積値を記載した書類

第三百九条 粗利益配分手法を用いる銀行は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条に規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に掲げる事由が生じた場合、銀行は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該銀行のオペレーショナル・リスクの管理の観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

ホ オペレーショナル・リスク相当額及び自己資本比率の試算値を記載した書類

ヘ その他参考となるべき事項を記載した書類

(ILMの利用に係る承認の基準)

第三百十条 金融庁長官は、第三百八条第一項又は第二項の承認をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める基準を満たしているかどうかを審査するものとする。

一 第三百六条第一項第一号に定める方法によりILMを算出する場合 次に掲げる基準

イ 直近十年間の内部損失データを保有していること。

ロ 客観的な基準を用いた内部損失データの特定、収集、取扱いがなされるよう、手続とプロセスが文書化され整備されていること。また当該手続やプロセスが内部損失データをオペレーショナル・リスク相当額の算出に利用する前に検証され、定期的な監査を受けていること。

ハ 内部損失データが、別表第二に定めるオペレーショナル・リスク損失事象の種類に応じて配分され、金融庁長官の求めに応じて提出できるように整備されていること。また配分の基準が文書によって規定されていること。

ニ 内部損失データが包括的かつ正確に収集されていること。

ホ オペレーショナル・リスクの各損失事象について、発生日、発覚日及び損失額を会計処理した日(以下「会計処理日」とい

(承認の取消し)

第三百十条 金融庁長官は、第三百六条第一項の承認を受けた銀行が第三百八条各号に掲げる基準に適合しないこととなった場合であつて、粗利益配分手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出することが不適当と判断したときは、当該承認を取り消すことができる。

う。)が特定されていること。ただし、会計処理日が特定できない場合は、少なくとも各損失事象の損失額を会計処理した事業年度が特定されていること。

へ) 回収額(オペレーショナル・リスク損失に関連して、当該損失を填補する目的で受領した金額をいう。以下同じ。)及び回収額の会計処理日が特定されていること。

ト) グロスの損失(オペレーショナル・リスク損失について、回収額を控除する前の損失をいう。第三百十三条において同じ。)及びネットの損失(オペレーショナル・リスク損失について、回収額を控除した後の損失をいう。同条において同じ。)が損失事象ごとに計上されていること。

チ) オペレーショナル・リスク損失額の回収に関する情報及びオペレーショナル・リスク損失事象の原因に関する情報を収集すること。この場合において、当該情報は、オペレーショナル・リスク損失の額の大きさに応じて詳細なものとすること。

リ) 信用リスクに関連する内部損失データについては、信用リスク・アセットとして計上されているものは含めないこと。

ヌ) マーケット・リスクに関連するオペレーショナル・リスク損失が含まれていること。

ル) 内部損失データの包括性及び正確性を独立的に検証するため
のプロセスが整備されていること。

二) ILMに保守的な見積値を用いる場合 第三百六条第一項第一号に定める方法により算出したILMと比較して、適切な値と認

められること。

(変更に係る届出)

- 第三百十一条 銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。
- 一 第三百九条の承認申請書の記載事項に変更があつた場合
 - 二 第三百九条の承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更があつた場合
 - 三 前条に定める承認基準を満たさない事由が生じた場合

(ILM利用に係る承認の取消し)

第三百十二条 金融庁長官は、第三百八条第一項又は第二項の承認を受けた銀行が、第三百十条に定める基準に適合しないこととなつた場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- 一 第三百六条第一項第一号に定める方法により算出したILMを用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出することが不適当と判断した場合

- 二 ILMの値に保守的な見積値を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出することが不適当と判断した場合

(先進的計測手法)

第三百十一条 先進的計測手法を用いて算出するオペレーショナル・リスク相当額は、銀行の内部管理において用いられるオペレーショナル・リスクの計測手法に基づき、片側九十九・九パーセントの信頼区間で、期間を一年間として予想される最大のオペレーショナル・リスク損失の額に相当する額とする。ただし、当該期間におけるオペレーショナル・リスク損失の額の期待値が適切に把握され、当該期待値に相当する額の引当が行われている場合には、当該最大のオペレーショナル・リスク損失の額から当該期待値を除いた額をオペレーショナル・リスク相当額とすることができる。

(先進的計測手法の承認)

第三百十二条 銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、先進的計測手法を用いることができる。

- 2 前項の承認を受けた銀行は、第三百七条に基づき承認が取り消された場合を除き、先進的計測手法を継続して用いなければならない。

2| 金融庁長官は、前項に定めるところにより、承認を取り消した場合、当該銀行のILMの値を指定するものとする。

(内部損失データ)

第三百十三条 銀行は、内部損失データの収集及び保有において、次に掲げる事項について詳細な定義を定めた手続の規程を策定するものとする。

- 一 回収額
- 二 グロスの損失
- 三 ネットの損失

2| 銀行は、全てのオペレーショナル・リスク損失事象について、回収額、グロスの損失及びネットの損失を特定できるように記録するものとする。この場合において、回収額は、保険金による回収額と保険金以外による回収額とを区別して記録し、金融庁長官の求めに応じて提出できるように管理するものとする。

3| 銀行は、グロスの損失について、次に掲げる項目を含めるものとする。

- 一 オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象が直接の原因となり、財務諸表に影響を与える償却又は損失
- 二 オペレーショナル・リスク損失をもたらす事象に直接関連する費用及びオペレーショナル・リスクをもたらす事象の発生前の状態に回復するために生じた修復又は交換コスト
- 三 オペレーショナル・リスク損失をもたらさしめる事象に備えて計

(承認申請書の提出)

第三百十三条 先進的計測手法の使用について前条第一項の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 商号
 - 二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 理由書
 - 二 前項第二号に規定する責任者の履歴書
 - 三 オペレーショナル・リスク管理指針（オペレーショナル・リスクの計測（オペレーショナル・リスク相当額の算出方法を含む。）及び管理に関する方針並びに手続について記載した書類をいう。）
 - 四 先進的計測手法実施計画
 - 五 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 3 前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 先進的計測手法を用いる範囲及び使用を開始する日
 - 二 先進的計測手法を用いない業務区分又は法人単位（オペレーシ

上された引当金、準備金及び仮勘定の繰入額

四 法的リスクをもたらす事象に起因して過去の財務情報を修正する目的で計上する損失

4 銀行は、オペレーショナル・リスクの各損失事象について、発生日、発覚日及び損失額の会計処理日を記録するものとする。

5 銀行は、内部損失データにおいて、会計処理日を基準とするものとする。

6 銀行は、共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失について、複数年にわたって財務諸表に計上する損失を含め一件の損失事象とみなし、損失額を合計して記録するものとする。

(B Iの算出に係る除外特例)

第三百十四条 銀行は、処分した連結子法人等又は事業部門について、金融庁長官の承認を受けた場合に、B Iの算出から除外することができる。

ヨナル・リスク相当額を算出する範囲に含まれる銀行及び連結の範囲に含まれる法人等をいう。以下この章において同じ。）

(予備計算)

第三百十四条 先進的計測手法の使用について第三百十二条第一項の承認を受けようとする銀行は、先進的計測手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度以降において、先進的計測手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、当該前事業年度の中間予備計算報告書（事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの管理体制の運用状況及び当該事業年度の九月三十日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）及び当該前事業年度の予備計算報告書（事業年度の管理体制の運用状況及び当該事業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。ただし、先進的計測手法採用行が行

(B Iの算出に係る除外特例に係る承認の申請)

第三百十五條 前條の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項

う合併、会社分割その他の組織再編成により新たに設立される銀行又は当該組織再編成後に存続する銀行が先進的計測手法の使用について承認を受けようとする場合において、当該組織再編成が先進的計測手法に基づく自己資本比率の計算の継続性に重要な影響を及ぼすものでなく、かつ、当該承認を受けようとする銀行が当該組織再編成前の先進的計測手法採用行における数値等に基づく中間予備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類を作成することができるときは、この限りでない。

2 前項に定める自己資本比率の予備的な計算を行うとする銀行は、前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、金融庁長官に届出を行わなければならない。

3 銀行は、前条第一項に定める承認申請書の提出に先立って、第一項に掲げる中間予備計算報告書及び予備計算報告書に前条第一項及び第二項に掲げる書類に準ずる書類を添付して、それぞれ当該報告書の対象である期間の経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

4 先進的計測手法の使用を開始しようとする日が十月一日以降である場合における前三項の規定の適用については、第一項中「当該前事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは、「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書」とする。

(承認の基準)

第三百十五條 金融庁長官は、第三百十二條第一項の承認をしようとする

を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

- 一 第三百九条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 除外特例を受けようとする当該連結子法人等又は事業部門の名称及び概要
 - 三 当該特例の適用開始日
 - 四 当該特例を適用した場合及び適用しなかった場合のB I
 - 五 当該特例を適用した場合及び適用しなかった場合のオペレーション・リスク相当額及び自己資本比率の試算値
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 理由書
 - 二 当該連結子法人等又は事業部門が処分済みであることを示す書類
 - 三 当該連結子法人等又は事業部門に類似した業務を行っておらず、かつ、将来にわたって類似した業務を行う予定がないことを示す書類
 - 四 その他参考となるべき事項を記載した書類

するときは、定性的基準及び定量的基準（第三項第十号を除く。）に適合し、かつ、同号及び第五項に掲げる内容に適合する見込みがあるかどうかを審査しなければならない。

- 2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 第三百八条各号に規定する基準（この場合において、同条第二号中「営業部門」とあるのは「他の部門」と、同条第四号中「評価し」とあるのは「計測し」と、同条第五号中「評価する」とあるのは「計測する」とする。）
 - 二 各業務部門におけるオペレーション・リスクの管理の向上のために、オペレーション・リスク損失の額、オペレーション・リスク相当額その他のオペレーション・リスクに関する情報を適切に活用していること。
 - 三 オペレーション・リスクの計測手法におけるオペレーション・リスクに関する情報の取扱い方法が明確化されており、金融庁長官が必要に応じて検証することができるように整備されていること。
 - 四 先進的計測手法実施計画が合理的なものであること。
- 3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 オペレーション・リスクの計測手法において、オペレーション・リスクの損失事象が適切に把握されていること。
 - 二 リスクの特性、損失事象の種類（別表第二の上欄に掲げるものをいう。以下同じ。）、業務区分その他の区分に応じてオペレーション・リスク相当額を算出する場合は、当該区分に応じて算

出されたオペレーショナル・リスク相当額を合計すること。ただし、当該区分に応じて算出された各オペレーショナル・リスク相当額の間に関連関係が適切に把握されているときは、当該関係に係に基づいてオペレーショナル・リスク相当額の調整を行うことができる。

三 オペレーショナル・リスク相当額の算出において、内部損失データ（銀行の内部で生じたオペレーショナル・リスク損失に関する情報をいう。以下同じ。）は、外部損失データ（銀行の外部から収集したオペレーショナル・リスク損失に関する情報であつて、銀行におけるオペレーショナル・リスクの管理に資するものをいう。以下同じ。）及びシナリオ分析（重大なオペレーショナル・リスク損失の額及び発生頻度について、専門的な知識及び経験並びにオペレーショナル・リスクに関する情報に基づいて推計する手法をいう。以下同じ。）が適切に用いられていること。また、業務環境及び内部統制要因（オペレーショナル・リスクに影響を与える要因であつて、銀行の業務の環境及び内部統制の状況に関するものをいう。以下同じ。）が適切に反映されていること。

四 オペレーショナル・リスク相当額の算出において、三年以上の期間にわたり銀行が収集した内部損失データが用いられていること。

五 内部損失データの収集について、次に掲げる基準が満たされていること。

イ 内部で定める客観的な基準を用いて過去の内部損失データに

-
- 含まれるオペレーショナル・リスク損失の額及び回収額を業務区分ごとに、損失事象の種類に応じて配分した結果について、金融庁長官の求めに応じて提出できるよう整備していること。
- ロ 内部損失データには、銀行の全ての業務における一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失のデータが全て含まれていること。
- ハ ロに定める閾値は、百万円以下で銀行が定めた値とすること。
- ニ 内部損失データは、各損失事象が発生した日付（発生した日付が不明な場合は発覚した日付とすることができる。）、当該損失事象についてのオペレーショナル・リスク損失の額、回収額及び発生要因に関する情報を含むこと。損失事象の発生要因に関する情報は、オペレーショナル・リスク損失の額の大きさに応じて詳細なものとすること。
- ホ 情報システム部門その他の複数の業務区分に係る特定の業務を集中的に行う部門におけるオペレーショナル・リスク損失のデータ及び複数の業務区分にまたがる活動におけるオペレーショナル・リスク損失のデータを業務区分に分類する基準並びに異なる時点に発生した相互に関連する複数の損失事象から発生したオペレーショナル・リスク損失のデータを損失事象の種類に応じて分類する際の基準を作成していること。
- ヘ 信用リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において
-

反映されていること。また、当該損失のうち重要なものは、オペレーショナル・リスク・データベース（オペレーショナル・リスク損失に関する情報の集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に関する情報を検索できるように体系的に構成したものをいう。）において全て特定されていること。

ト マーケット・リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、オペレーショナル・リスク相当額の算出において反映されていること。

六 外部損失データには、オペレーショナル・リスク損失の額、損失事象が発生した業務の規模に関する情報、発生の要因及び状況に関する情報並びに当該損失データを参照することの妥当性を判断するために必要なその他の情報が含まれていること。また、外部損失データをオペレーショナル・リスク相当額の算出のために使用する条件及び方法並びにそれらを決定するための手続が体系的に規定されており、かつ、当該規定が定期的に検証されていること。

七 シナリオ分析においては、損失額が大きい損失事象の発生が合理的に想定されていること。また、その結果については、実際のオペレーショナル・リスク損失との比較による検証が適切に行われていること。

八 オペレーショナル・リスクの計測手法に、業務環境及び内部統制要因を反映するに当たって、以下の基準が満たされていること。

-
- イ 各要因のオペレーショナル・リスク相当額への影響が可能な限り定量化されていること。
- ロ 各要因のオペレーショナル・リスク相当額への影響を定量化する際には、各要因の変化に対するリスク感応度及び要因ごとの重要性が合理的に考慮されていること。また、業務活動の複雑化及び業務量の増加による潜在的なリスクの増大の可能性が適切に勘案されていること。
- 九 内部損失データ及び外部損失データの使用方法並びに業務環境及び内部統制要因の反映方法の適切性が検証されていること。
- 十 次のイ又はロに掲げる銀行の区分に応じ、当該イ又はロに定める要件を満たすこと。
- イ 国際統一基準行 第二条第三号及び第十四条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。
- ロ 国内基準行 当該銀行を国際統一基準行であるとみなして第二条第一号及び第十四条第一号の算式により得られる比率が四・五パーセント以上であること。
- 4 先進的計測手法採用行は、先進的計測手法の使用を開始する日から一年を経過した日以後一年間は、四年以上の期間にわたり、先進的計測手法の使用を開始する日から二年を経過した日以後は、五年以上の期間にわたり、銀行が収集した内部損失データに基づいてオペレーショナル・リスク相当額を算出しなければならない。
- 5 先進的計測手法採用行は、金融庁長官が別に定める事項を開示しなければならない。
-

(I L M の算出に係る除外特例)

第三百十六條 銀行は、内部損失データのうち、現在のリスク特性には無関係なオペレーショナル・リスク損失について、金融庁長官の承認を受けた場合に、I L M の算出から除外することができる(当該除外可能な損失を以下「特殊損失」という。)

(I L M の算出に係る除外特例に係る承認の申請)

第三百十七條 前条の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

- 一 第三百九条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 当該特例の適用開始日
- 三 当該特例を適用した場合及び適用しなかった場合の I L M
- 四 当該特例を適用した場合及び適用しなかった場合のオペレーショナル・リスク相当額及び自己資本比率の試算値

(変更に係る届出)

第三百十六條 先進的計測手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 三 前条第二項から第五項までに規定する承認の基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に掲げる事由が生じた場合、先進的計測手法採用行は、当該事由に関する改善計画を記載した書面又は当該事由が当該先進的計測手法採用行のオペレーショナル・リスクの管理の観点から重要でない旨の説明を記載した書面を速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第三百十七條 金融庁長官は、前条第一項第三号に規定する場合であつて、先進的計測手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出することが不適当と判断したときは、第三百十二条第一項の承認を取り消すことができる。

2| 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一| 理由書

二| 特殊損失が現在行っている業務と関連していないことを示す書類

三| 特殊損失を発生させた業務に類似した業務を行っておらず、かつ、再発可能性を排除できることを示す書類

四| 特殊損失の額が対象計測期間に生じた全てのオペレーショナル

五| リスク損失額の年平均の五パーセントを超えることを示す書類
特殊損失が少なくとも三年の間、内部損失データベースに計上

されていることを示す書類

六| その他参考となるべき事項を記載した書類

(除外特例の承認の取消し)

第三百十八条 金融庁長官は、第三百十四条又は第三百十六条の承認を受けた銀行が、当該承認を受けるのに不相当と認めた場合には、当該承認を取り消すことができる。

(先進的計測手法の適用範囲の原則)

第三百十八条 先進的計測手法採用行は、すべての業務区分及び法人単位について、先進的計測手法を用いなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、先進的計測手法採用行は、先進的計測手法の使用を開始した後の一定の期間について、業務区分ごと又は法人単位ごとに基礎的手法又は粗利益配分手法を用いる旨を先進的計測手法実施計画において定めている場合は、その定めに従って先進的計測手法を用いることができる。ただし、先進的計測手法採用行は、先進的計測手法の使用を開始する時点において、オペレーショナル・リスク相当額の相当部分を先進的計測手法で算出していないなければならない。

(開示)

第三百十九条 銀行は、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、金融庁長官が別に定める事項を開示するものとする。

(部分適用の特例)

第三百十九条 前条第一項の規定にかかわらず、先進的計測手法採用行は、先進的計測手法実施計画に記載がある場合には、次に掲げる基準に適合するときに限り、業務区分又は法人単位の一部については先進的計測手法を用い、その他の業務区分又は法人単位については基礎的手法又は粗利益配分手法（業務区分の一部について先進的計測手法を用いない場合には、粗利益配分手法に限る。）を用いることができる。

一 すべての業務区分及び法人単位について、先進的計測手法、基礎的手法又は粗利益配分手法のいずれかの手法によりオペレーショナル・リスク相当額が算出されていること。

二 先進的計測手法の対象となるすべての業務区分又は法人単位について、先進的計測手法を使用するための定性的基準を満たしており、粗利益配分手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出する業務区分又は法人単位が、第三百八条に掲げる基準を満たしていること。

三 先進的計測手法採用行が法人単位ごとに異なる手法を用いるときは、すべての重要な法人単位（異なる手法を適用することにより、算出されるオペレーショナル・リスク相当額が当該法人単位のオペレーショナル・リスクを適切に反映しなくなるおそれがあると考えられる法人単位及び当該法人単位の粗利益が先進的計測手法採用行の連結財務諸表（当該先進的計測手法採用行に先進的

計測手法採用行である親銀行等（当該先進的計測手法採用行を子法人等とする銀行又は銀行持株会社をいう。ただし、当該銀行又は銀行持株会社が他の親銀行等の子法人等であるものを除く。以下同じ。）がある場合には当該親銀行等の連結財務諸表をいう。以下この項において同じ。）に基づく粗利益の二パーセント以上を占める法人単位をいう。）について先進的計測手法を用いること。

四 先進的計測手法採用行が業務区分ごとに異なる手法を用いる場合には、重要な業務区分（年間合計値に占める業務区分配分値の割合が、三年連続して当該先進的計測手法採用行の連結財務諸表に基づく粗利益の二パーセント以上を占める業務区分又は過去三年以内に重大なオペレーショナル・リスク損失が発生した業務区分をいう。）については先進的計測手法を使用し、かつ、業務区分ごとに適切な管理体制を構築していること。

五 先進的計測手法を使用しない業務区分又は法人単位の粗利益の合計が当該先進的計測手法採用行の連結財務諸表に基づく粗利益の十パーセントを超えないこと。

2 前項第四号において、「過去三年」とあるのは、先進的計測手法の使用を開始する日から一年を経過した日以後一年間は、「過去四年」と、先進的計測手法の使用を開始する日から二年を経過した日以後は、「過去五年」とする。

3 第一項の場合において、先進的計測手法採用行が、前条第二項の規定により先進的計測手法を用いてオペレーショナル・リスク相当

「条を削る。」

額を算出する業務区分又は法人単位を段階的に拡大しようとするときは、段階的な拡大の期間の終了の時点において、すべての重要な業務区分又は法人単位について先進的計測手法を用いていることを要するものとする。

4 銀行が外国の銀行を子法人等としている場合において、当該子法人等たる銀行の設立国において先進的計測手法の使用のみが認められているときは、当該子法人等たる銀行についてのみ先進的計測手法を用いるための先進的手法実施計画を提出することができる。この場合において、第一項第三号及び第五号の規定を満たすことは要しない。ただし、業務区分ごとに異なる手法を用いる場合には、この限りでない。

(リスク削減)

第三百二十条 先進的計測手法採用行は、次に掲げる要件を満たす場合には、オペレーショナル・リスク相当額の二十パーセントを限度として、オペレーショナル・リスクに対する保険契約に基づく保険金支払限度額の範囲において、オペレーショナル・リスク相当額の削減を行うことができる。

一 先進的計測手法採用行が契約する保険会社又は外国保険業者が、適格格付機関から4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与されていること。

二 契約当初の保険契約期間が一年未満でないこと。契約の残存期間が一年未満の契約については、当該残存期間の減少に応じてオ

オペレーショナル・リスク相当額の削減効果が小さくなるように適切な調整を行うこと。ただし、当該残存期間が九十日以内の場合には、保険によるオペレーショナル・リスク相当額の削減は認められない。

三 保険会社又は外国保険業者からの通知により保険契約の解約が可能な場合には、九十日以上的事前通知期間が設けられていること。

四 保険契約において、先進的計測手法採用行が行政処分を受けた場合又は破綻した場合について保険の対象から除外される規定又は保険が制限される規定が設けられていないこと。

五 オペレーショナル・リスク相当額の削減額の算出に当たっては、保険契約に定める補償の範囲とオペレーショナル・リスク損失の額及び発生頻度との関係が明確であること。

六 保険が、先進的計測手法採用行の子法人等及び関連法人等以外の者その他の実質的な第三者（子法人等、関連法人等その他の先進的計測手法採用行が支配を行い、又は影響を与えうる者以外の者をいう。）である保険会社又は外国保険業者より提供されていること。ただし、実質的な第三者ではない者により保険が提供されている場合であつて、第一号の要件を満たす実質的な第三者である保険会社又は外国保険業者にオペレーショナル・リスクがさらに移転されているときは、この限りでない。

七 当該保険によるオペレーショナル・リスク相当額の削減に関する合理的な方法及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵

(財務局長等への権限の委任)

第三百二十条 [略]

(經由官庁)

第三百二十一条 [略]

[項を削る。]

[項を削る。]

[項を削る。]

守されるための手段が講じられていること。

- 八 オペレーショナル・リスク相当額の削減額の算出に当たっては、保険契約の解約及び非更新の条件、契約の残存期間、保険金支払の不確実性並びに保険契約の補償範囲とオペレーショナル・リスクの損失事象との関係が適切に考慮されていること。
- 九 第七号に規定する書類が開示されていること。

(財務局長等への権限の委任)

第三百二十一条 [同上]

(經由官庁)

第三百二十二条 [同上]

- 2|| 銀行は、第三百七条第一項の規定により金融庁長官に承認申請書を提出するときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長を経由して提出するものとする。

- 3|| 銀行は、第三百九条第一項の規定により金融庁長官に届出をするときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長を経由して届出するものとする。

- 4|| 銀行は、第三百九条第二項の規定により金融庁長官に書面を提出するときは、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長を経由して提出するものとする。
-

(別表第一)

B I C の各構成要素の用語の意義			
B I C の構成要素	損益計算書又は貸借対照表における項目	一般的な内容	一般的な小分類
I L D C	資金運用収益	受取配当金を除く全ての金融資産に係る資金運用収益（リースに係る収益を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> 貸出金、有価証券、預け金及びリースに係る受取利息 ヘッジ会計適用デリバティブに係る受取利息 その他の資金運用収益
	資金調達費用	全ての金融負債に係る資金調達費用及びその他の資金調達費用（リースに係る受取費用を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> 預金、借入金、証券債務及びリースに係る支払利息 ヘッジ会計適用デリバティブに係る支払利息 その他の資金調達費用
	金利収益資産（貸借対照表項目）	各事業年度末時点で測定された貸出金、利付証券（政府債を含む。）及びリース投資資産	
	受取配当金	連結対象外の会社の株式及びファンドに対する投資に係る受取配当金（非連結の子会社、関連会社及びジョイントベンチャーからの受取配当金を含む。）	
S C	役務取引等収益	助言・サービス提供に係る役務取引等収益（金融サービスの受託者として受け取った利息を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券関連役務（発行、組成、受入、移管及び顧客のための取引執行）に係る収益 清算及び決済、資産運用、カストディ、信託取引、支払業務、ストラクチャーファイナンス、証券化に係るサービシ

(別表第一)

掛目	業務区分	備考
12%	リテール・バンキング	リテール（中小企業等及び個人）向け預貸関連業務等
15%	コマースシャル・バンキング	リテール向け以外の預貸関連業務等
18%	決済業務	決済に係る業務
12%	リテール・ブローカレッジ	主として小口の顧客を対象とする証券関連業務
18%	トレーディング及びセールス	特定取引に係る業務及び主として大口の顧客を対象とする証券、為替、金利関連業務等
18%	コーポレート・ファイナンス	企業の合併・買収の仲介、有価証券の引受・売出・募集の取扱い等、その他顧客の資金調達関連業務等（リテール・バンキング及びコマースシャル・バンキングに該当するものを除く。）
15%	代理業務	顧客の代理として行う業務
12%	資産運用	顧客のために資産の運用を行う業務

(注) 粗利益配分手法においては、以下の要領に従うものとする。

- 銀行のすべての業務から発生する粗利益のすべてが、相互に重複することなくこの表に掲げる業務区分に配分されなければならない（4. に規定する場合を除く。）。
- この表に掲げる業務区分を適用する場合において、信用リスク・アセットの額及びマーケット・リスク相当額を算出する際に用いる基準に類似の区分があるときは、原則として、両者の区分は整合的でなくてはならない。この原則に従わない場合には、文書により明確な理由が示されていなければならない。
- この表に掲げる業務区分に含まれている業務に付随する業務（以下「付随業務」という。）の粗利益については、当該業務区分に配分されなければならない。付随業務が複数の業務区分に含まれる業務に付随している場合は、銀行が自ら定める客観的な基準を用いて粗利益が配分されなければならない。
- ある業務の粗利益を特定の業務区分に配分することができない場合には、十八パーセントの掛目を乗じるものとする。
- 複数の業務区分に粗利益を配分するに当たって、銀行は財務会計又は管理会計に基づく適切な基準を用いなければならない。ただし、配分した粗利益の額の合計が、基礎的手法を使用する場合に用いられる粗利益の額と等しくなければならない。
- 粗利益の配分の手順は、取締役会等の承認に基づき執行役員が責任を持つものでなければ

		<p>ング、ローンコミットメント又は保証の供与並びに外国為替取引等の役務に係る収益</p>
<p>役務取引等費用</p>	<p>助言・サービスの受け入れに係る役務取引等費用（金融サービスの提供を受けたことに対する委託手数料を含む。ただし、非金融サービスに支払った手数料を除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・清算及び決済、カストディ、証券化に係るサービシング、ローンコミットメント又は保証の取得並びに外国為替取引等の役務に係る費用
<p>その他業務収益</p>	<p>他のB I 構成要素に含まれない銀行業務に係る収益（リースに係る収益を除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーショナル・リスク損失を填補するための準備金の取崩額 ・投資不動産に係る賃貸料 ・非継続事業には該当しない売却目的に分類された非流動資産及び売却グループからの収益（国際財務報告基準（IFRS）第5号第37項）
<p>その他業務費用</p>	<p>他のB I 構成要素に含まれない銀行業務に係る費用及びオペレーショナル・リスク事象に係る損失（リースに係る費用・損失を除く。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オペレーショナル・リスク損失を填補するための準備金の繰入額 ・未引当又は準備金が積み立てられていないオペレーショナル・リスク事象に係る損失（罰金、ペナルティ、和解及び損害を受けた資産の再調達費用等） ・非継続事業には該当しない売却目的に分類

ならない。

7. 粗利益の配分の手順は、内部監査を行う部門による検証を受けなければならない。

		類された非流動資産及び売却グループからの損失（国際財務報告基準（IFRS）第5号第37項）
F C	特定取引勘定のネット損益	・トレーディング資産及び負債（証券業務あるいは特定取引のヘッジ目的として取引する有価証券、デリバティブ及び特定取引として取引するデリバティブ及び金融資産）に係るネット損益
	特定取引勘定以外のネット損益	・公正価値で測定される金融資産及び負債に係るネット損益 ・公正価値で測定されない金融資産及び負債に係る実現損益（貸出金、国債等有価証券及び償却減価で測定される金融負債） ・ヘッジ会計・為替差額に係るネット損益

（注）以下の損益項目については、いずれもB I Cの構成要素に関連しないものである。

1. 保険業務又は再保険業務に係る損益
2. 加入した保険契約又は再保険契約において支払った保険料及び返戻金・受取保険金
3. 管理費（従業員関連費用、非金融サービスに支払った委託手数料（ロジスティック、I T及び人事を含む。）及びその他管理費（水道光熱費、電話代、出張費、事務用品費及び郵送料を含む。））
4. 回収管理費（顧客のための回収（顧客から徴求した税）を含む。）
5. 固定資産に係る費用（オペレーショナル・リスク損失に起因して生じた場合を除く。）
6. 有形資産及び無形資産の減価償却費（I L D Cに係る費用に該当するリース投資資産に関連するものを除く。）
7. 引当金繰入額及び戻入額（S Cに係る収益・費用に該当するオペレーショナル・リスクに関連するものを除く。）
8. 株式の償還に係る費用
9. 減損額及び減損の戻入額
10. 損益として認識したのれんの変動
11. 法人所得税（法人税等調整額及び繰延税金を含む課税所得に基づく税）

なお、上記項目に関しては、上記項目を含有する項目又は保守的な値となる場合には簡便的な項目を用いることができる。

備考 株主の取締役の報酬等に関する事項は、本報告書の添付資料に記載されている。